居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）

　　　　年　　　　月サービス提供分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 1　新規　　2　継続　　3　廃止 |

1　主任介護支援専門員の状況〔イ（1）・ロ（2）関係〕

|  |  |
| --- | --- |
| 主任介護支援専門員数常勤専従　　　　　人 | 　研修修了者氏名（　　　　　　　　　　　　　）　　修了年月日：　　　　　　年　　　月　　　日　　研修機関名： |
| 　研修修了者氏名（　　　　　　　　　　　　　）　　修了年月日：　　　　　　年　　　月　　　日　　研修機関名： |

※更新研修受講者は最新の更新修了日を記載すること。

2　介護支援専門員の状況〔イ（2）・ハ（3）・ニ（3）（4）関係〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護支援専門員数 | 人 | 内訳 | 常勤 | 専従　　　　人 | 非常勤 | 専従　　　　人 |
| 兼務　　　　人 | 兼務　　　　人 |

※主任介護支援専門員を含めない。

※勤務の体制及び勤務形態が分かる資料を添付すること。

※介護支援専門員の名簿（介護支援専門員の登録番号を記載したもの）を添付すること。

3　利用者の状況（報告月の状況）

（1）要介護3～5の割合〔イ（5）関係〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数（合計） | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 要介護3～5の割合 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | ％ |

* 地域包括支援センターから支援困難な利用者として紹介を受けた利用者の人数については、内数として（　　）書きで付記すること。

（2）介護支援専門員1人当たりの利用者数〔イ（10）関係〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数（A） | 人 | 介護支援専門員（B）（常勤換算） | 人 | 1人当たり利用者数(A) ÷ (B) | 人 |

※利用者数（A）は、介護予防支援に係る利用者数に、２分の１を乗じた数を含めること。

4　その他〔イ（3）（4）（6）（7）（8）（9）（11）（12）（13）関係〕

|  |  |
| --- | --- |
| ①　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。※「有」の場合には、開催記録を添付すること。 | 有　　・　　無　開催年月日 |
| ②　24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。　※「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可。 | 有　　・　　無　具体的な方法： |
| ③　介護支援専門員に対し、計画に基づき研修を実施した。* 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。
 | 有　　・　　無 |
| ④　地域包括支援センター等との連携について　ア　（地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合）当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。　イ　地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。　ウ　（地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合）当該事例検討会等に参加した。※「有」の場合には、状況を示した書面を添付すること。 | 有　　・　　無（開始件数：　　　　件）有　　・　　無　具体的な体制：有　　・　　無参加年月日 |
| ⑤　減算の適用について　ア　運営基準減算が適用されている。　イ　特定事業所集中減算が適用されている。　 | 有　　・　　無有　　・　　無 |
| ⑥　介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 | 有　　・　　無 |
| ⑦　他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。※「有」の場合には、実施状況を示した書面を添付すること。 | 有　　・　　無　実施年月日 |
| ⑧　必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 | 有　　・　　無 |
|  |  |  |
| ※特定事業所加算（Ａ）を算定する事業所は、イ（4）（6）（11）（12）について連携でも可 | 連携による場合連携先事業所名 |  |